

令和 年度(年分) 医療費の明細書

池田市 市・府民税申告用

申告者の住所 _____

申告者の氏名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知書（医療費のお知らせ）を添付する場合、右の①～③を記入してください。

①医療費通知に記載された金額	② ①のうちその年中に実際に支払った医療費の額	③ ②のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	A 円	B 円

2 医療費(上記1以外)の明細

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの名称	支払った医療費	交通費	左のうち保険金などで補てんされる金額
			円	円	円
合 計			C 円	D 円	E 円

支払額の合計 (A+C+D) 円	補てん額の合計 (B+E) 円	
------------------------	-----------------------	--

◎控除の対象となるのは、1月1日から12月31日の期間において、実際に支払った医療費に限ります(領収日で判断)。
◎領収書の原本を確認させていただく場合がありますので、申告の日から5年間保管しておいてください。

医療費控除について

池田市 総務部 課税課

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費があるときは、次の計算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

〈医療費控除の計算〉

$$\text{その年中に支払った医療費の総額} - \text{保険金等で補てんされる金額} - 10\text{万円} \left(\begin{array}{l} \text{所得の合計額が200万円まで} \\ \text{の方は所得の合計額の5\%} \end{array} \right) = \text{医療費控除額} \quad (\text{最高200万円})$$

医療費控除の対象となる医療費(例)	医療費控除の対象に含まれないもの(例)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師や歯科医師による診療や治療の対価(診療等を受けるために直接必要なもので、通院費、入院の対価として支払う部屋代や食事代、医療器具の購入費、6か月以上寝たきりの人のおむつ代で主治医が発行した「おむつ証明書」のあるもの等が含まれます。) ・ 治療や療養に必要な医薬品の購入の対価 ・ 交通費(バス代、電車代) ・ 病院や診療所、介護老人保健施設、指定介護老人福祉施設、助産院に収容されるための人的役務の提供の対価 ・ 介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価(領収書に「医療費控除対象」として記載されている金額が対象となります。) ・ 治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等による施術の対価(ただし、疲労解消や体調の調整といった治療に直接関係のないものは控除の対象になりません。) ・ 保健師、看護師又は准看護師等による療養上の世話の対価 ・ 助産師による分べんの介助及び妊婦の保健指導の対価 ・ PCR検査の費用(医師の判断により受ける場合、もしくは検査の結果陽性であると判明し、引き続き治療を受ける場合に限り。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種、健康診断(人間ドック)、がん検診等の費用(ただし、重大な疾病が発見され、引き続き治療を受ける場合は控除の対象になります。) ・ 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場代、タクシー代(ただし、病状からみて急を要する場合や歩行困難である場合等のタクシー代は控除の対象になります。) ・ 通院時の付添人の交通費(ただし、一人では通院できない子への付添や病状から見て付添が必要である場合は、控除の対象になります。) ・ 医師による指示がない入院時の個室ベッド代(室料差額)、病衣代、文書料(診断書料) ・ 治療を受けるために直接必要としない、近視、遠視のための眼鏡や補聴器、義足・義手、松葉杖等の購入費(通院時や治療の一環で必要な場合は控除の対象ですが、日常生活で必要な場合は控除の対象になりません。) ・ 親族に支払う療養上の世話の対価 ・ 疾病予防や健康増進のためのビタミン剤等の購入費用、筋肉痛や腰痛等のための湿布薬の購入費用(ただし、治療のために医師からの購入指示があった場合は控除の対象になります。) ・ 美容整形手術の費用 ・ マスクや消毒液の購入費用